高第３０４号

令和６年６月１３日

訪問看護ステーション

看護小規模多機能型居宅介護事業所　　　　　管理者　様

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

　　　島根県健康福祉部高齢者福祉課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （公印省略）

令和６年度島根県訪問看護師確保対策事業補助金について（通知）

　このことについて、島根県訪問看護師確保対策事業補助金交付要綱第７条で知事が別に定める日を下記のとおり定めました。

つきましては、この補助金の交付の申請を行おうとする場合は、本補助金交付要綱及

び同運用基準をご確認いただき、同条に定める様式及び関係書類を提出してください。

記

　１．交付要綱第７条に定める日： 令和６年７月３１日 【交付申請提出期限】

　２．対象となる者の雇用開始期間：令和６年４月１日以降新たに雇用される者

　３．提出書類について

　　　交付要綱に定める様式及び関係書類（※運用基準別紙をご参照ください）

　４．その他

別に定める日までに提出のあった交付申請が予算の範囲内である場合は、追加で

募集する場合があります。

（添付書類）

　　○島根県訪問看護師確保対策事業補助金交付要綱

　　○島根県訪問看護師確保対策事業補助金運用基準

＜提出先＞

〒690-8501　松江市殿町１番地

島根県健康福祉部高齢者福祉課

地域包括ケア推進室　勝部

TEL:0852-22-6182 ／ FAX:0852-22-5238

mail: katsube-yuji@pref.shimane.lg.jp